

社会福祉法人森町社会福祉協議会理事等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「理事等」という。）に対して支給する費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(費用弁償)

- 第2条 協議会の理事等が会議などに参会したときは、その出席した回数に応じて別表第1の費用弁償を支給する。
- 2 協議会の理事等が会務のため旅行したときは、前項にかかわらず費用弁償として別表第2に定める額の旅費を支給する。

(その他)

第3条 この規程に定める旅費とは、森町特別職職員の旅費等に関する例を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月23日から施行する。（一部改正）

別表第1

費用弁償の額	
理事会、評議員会、監査、評議員選任・ 解任委員会等の出席 (1回につき)	1,100円

別表第2

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料		
		道 外	道 内	町 内
会 長	2,200円	11,000円	11,000円	8,000円
理事、監事、評議 員、評議員選任・ 解任委員	2,200円	11,000円	11,000円	8,000円

社会福祉法人森町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人森町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会の役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用を弁償することができる。

2 費用弁償の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。